平成２４年（フ）第１６３号
千葉市緑区あすみが丘東１丁目15番地６
債務者　田喜知沙織
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８９号
千葉県市川市平田３丁目26番８号
債務者　渡邉　正義
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９０号
千葉県市川市平田３丁目26番８号
債務者　渡邉　綾子
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９８号
千葉県船橋市前原西８丁目３番10号　ドミールアキラ102号
債務者　柴　　義則
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１７号
千葉県市原市君塚４丁目10番地18　立石ハイツＣ103
債務者　菅原　　久
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２２号
千葉県市川市本北方１丁目25番17号
債務者　都丸　裕子
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
神戸市北区日の峰５丁目10番地　６―305号
債務者　濵田　清光
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０号
神戸市中央区旭通２丁目４番７―202号
債務者　佐治　君枝
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２号
神戸市垂水区南多聞台５丁目６番203号
債務者　清原　義行
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７号
兵庫県西宮市段上町６丁目22番22―103号
債務者　佐々木伸次
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１７号
兵庫県西宮市上大市３丁目１番７号　ＰＡＴＩＯ上大市106号
債務者　曽根　隆泰
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２３号
兵庫県尼崎市潮江２丁目30番８号
債務者　饒平名美鈴
１　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４９９号
広島市佐伯区吉見園１番22―301号
債務者　山﨑　一人
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５００号
広島市佐伯区吉見園１番22―301号
債務者　山﨑　哲子
１　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５号
広島県福山市三吉町２丁目12番12―９号　静翠荘３号室、旧住所広島県福山市千田町３丁目54番22号　サザンクロスビコー203
債務者　山本　　隆
１　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３１号
広島県府中市久佐町949番地３
債務者　西川　明百
１　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３２号
広島県福山市光南町２丁目３番23―201号　ダイアパレスローズガーデン
債務者　岡本　直彦
１　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係